

厚木市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）を養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、保護を適切に行うことができる者として市長が適当と認めた者（以下「実施施設」という。）において実施する子育て短期支援事業（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 実施する事業は、ショートステイ事業とし、事業内容等は次のとおりとする。

- (1) 事業内容 保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において保護を行うものとする。
- (2) 対象者 厚木市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する家庭の児童（2歳未満の児童を除く。）又は親子等とする。
 - ア 児童の保護者の疾病
 - イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
 - ウ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
 - エ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
 - オ その他市長が必要と認める事由
- (3) 定員 施設ごとに定めるものとする。
- (4) サービス内容 次に掲げるとおりとする。
 - ア 食事等の提供
 - イ 生活指導及び身の回りの世話
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (5) 利用日 無休とし、児童等の受け入れ及び引渡しは利用日の午前9時から午後7時までとする。
- (6) 利用限度 事業の利用は、1回につき連続して7日、1月につき10日かつ1年につき30日までとする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合はこの限りでない。

(実施主体)

第3条 実施主体は、厚木市とし、事業は実施施設に委託して実施するものとする。

(利用登録)

第4条 保護者は、あらかじめ、厚木市子育て短期支援事業利用登録兼利用者負担金減額・免除申請書を市長に提出し、登録を行うものとする。この場合において、別表に定める世帯の区分のうち、生活保護世帯又は市民税非課税世帯は、非課税証明書、生活保護受給証明書等当該世帯に属することがわかる書類を添付するものとする。

2 市長は、前項の登録の申請があったときは、審査の上、利用登録の可否を決定し、厚木市子育て短期支援事業登録決定通知書により保護者に通知するものとする。

(利用登録の変更)

第5条 保護者は、前条第1項に規定する登録申請書の記載事項に変更があった場合は、厚木市子育て短期支援事業登録変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録変更申請があったときは、審査の上、利用登録の変更の可否を決定し、厚木市子育て短期支援事業登録変更決定通知書により保護者に通知するものとする。

(登録決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による登録決定を取り消すことができる。

(1) 児童又は保護者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 児童又は保護者が実施施設の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により登録決定の取消しを行ったときは、厚木市子育て短期支援事業登録決定取消し通知書により保護者に通知するものとする。

3 市長は、緊急の場合は、前項の規定にかかわらず登録決定を取り消すことができる。

(利用申請)

第7条 保護者は、事業の利用の申請をする場合は、利用を希望する日の7日前までに厚木市子育て短期支援事業利用申請書を市長に提出するものとする。この場合において、保護者は、厚木市子育て短期支援事業登録決定通知書を提示し、実施施設による事前の面接を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施施設は、保護者との面接が必要ないと判断した場合は、これを省略することができる。

3 実施施設は、第1項の面接を実施するときは、子どもの受入れ及び引渡しの日時、施設の利用方法、子どもの健康状態等について確認するものとする。

4 市長は、利用申請があった場合は、審査の上、利用の可否を判断し、厚木市子育て短期支援事業利用決定通知書により保護者に通知するものとする。

5 市長は、緊急の場合は、前項の規定にかかわらず利用の決定をすることができる。

(利用申請の変更)

第8条 保護者は、前条第1項に規定する利用申請書の記載事項に変更が生じた場合は、厚木市子育て短期支援事業利用変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の利用変更申請があったときは、審査の上、利用申請の変更の可否を決定し、厚木市子育て短期支援事業利用変更決定通知書により保護者に通知するものとする。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、事業を利用するに当たり次に掲げる事項を責務として有する。

(1) 別表に定める利用者負担金及び施設ごとに定める入所時における食事代等を実施施設に支払うこと

(2) 決められた時間までに児童を施設まで送迎すること

(3) 緊急連絡先を実施施設に伝えること

(医療機関の診療)

第10条 実施施設は、児童の保護中に急病・怪我等により医療機関において診療を受ける必要があると認めたときは、その旨を保護者に連絡し、了解を得た後、医療機関において診療を受けさせるものとする。ただし、保護者と連絡が取れない場合又は緊急の場合等保護者に連絡する

ことができない場合は、実施施設の判断により診療を受けさせるものとする。

2 前項の場合において、当該診療に要した費用は、保護者の負担とする。

(利用の制限)

第11条 実施施設は、対象の児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、施設の利用を拒むことができる。

- (1) 児童又は保護者が感染症の疾患等を有するとき
- (2) 児童が極度の多動性等を有し、集団生活に適さないとき
- (3) 児童又は保護者が専門的な看護、介護を必要とするとき
- (4) 児童又は保護者が施設内での問題行動等により管理上支障があるとき
- (5) 施設の定員を超えるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不適当と認めたとき

附 則

1 この要綱は、令和7年9月26日から施行する。

2 厚木市子育て支援短期入所生活援助（ショートステイ）事業実施要綱（平成20年7月1日施行）は、廃止する。

別表（第4条及び第9条関係）

区分			利用者負担金
事業	世帯	利用単位	
ショートステイ事業	生活保護世帯 市長がやむを得ない事 情があると認めた世帯	児童又は保護者1人 1日当たり	免除
	市民税非課税世帯	児童又は保護者1人 1日当たり	1,500円
	上記以外の世帯	児童又は保護者1人 1日当たり	3,000円